

東防原発第1530号

令和5年11月10日

日本原子力発電株式会社
常務取締役
東海事業本部長 坂佐井 豊 様

東海村長 山 田 修

東海第二発電所における火災について（嚴重注意）

令和5年11月9日、貴社東海第二発電所敷地内において、仮設事務所屋外照明用ブレーカーから火災が発生した。

同所においては、昨年度にも3件の火災が発生しており、その際、当村としては、これらの火災事案は村民の信頼を損ねるものであり、かつ、社会的影響が大きいものであるとの再認識を求め、嚴重注意を行ったところである。

しかしながら、今年度においても7月19日、10月31日及び11月7日に火災が発生し、今回の火災が4件目となるものである。これは、本村住民の安心・安全の確保の観点から誠に遺憾であり、ここに嚴重に注意する。

火災が頻発していることを踏まえれば、同所が昨年度に行った管理体制の改善が実質的に機能していないことを示すものであり、防火に対する貴社の組織風土に問題があると判断せざるを得ないことから、機器点検の在り方を見直すことはもとより、防火のための組織的な取組を検討し、報告するよう求める。